（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第二十五条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国通貨の換算） **第二条**　法（第二章に限る。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第二章に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号及び第三十六条を除き、以下同じ。）に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。	（外国通貨の換算） **第二条**　法（第二章に限る。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第二章に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十八条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号及び第三十六条を除き、以下同じ。）に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二十六条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（訳文の添付） **第二条**　法（第三章に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章に限る。次条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。第十二条、第十九条第五号及び第二十条を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。	（訳文の添付） **第二条**　法（第三章に限る。次条において同じ。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第三章に限る。次条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。第十二条、第十九条第五号及び第二十条を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款であり、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正）

第二十七条　認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「暗号資産交換業」又は「認定資金決済事業者協会」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、暗号資産交換業又は認定資金決済事業者協会をいう。 ２　［略］ （利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報） **第五条**　法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　法第六十三条の二の登録を受けないで暗号資産交換業を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う暗号資産交換業に関する情報 七　［略］	（定義） **第一条**　この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「仮想通貨交換業」又は「認定資金決済事業者協会」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、仮想通貨交換業又は認定資金決済事業者協会をいう。 ２　［同上］ （利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報） **第五条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　法第六十三条の二の登録を受けないで仮想通貨交換業を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う仮想通貨交換業に関する情報 七　［同上］